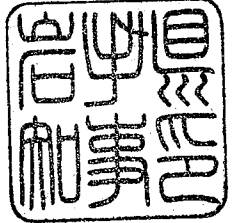


都 第 1 - 49 号

平成 25 年 12 月 9 日

宮古市長 様

岩手県知事 達増 拓也



宮古都市計画臨港地区の変更について

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり都市計画を変更しましたので、同法第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しを送付します。

また、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、公衆の縦覧に供するようお願いします。

記

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 地域地区（臨港地区）
- (2) 名称 宮古都市計画臨港地区

2 変更年月日 平成 25 年 12 月 3 日付け（岩手県告示第 888 号）

3 添付書類

- (1) 都市計画の図書の写し 省略
- (2) 都市計画の変更の告示の写し 1 部



担当：県土整備部 都市計画課
計画整備担当
技師 加藤 正文
電話：019-629-5889

岩手県告示第888号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成25年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 地域地区（臨港地区）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 宮古市日立浜町地先公有水面、臨港通の一部、光岸地の一部、鉾ヶ崎上町の一部、鉾ヶ崎仲町の一部、鉾ヶ崎下町の一部、港町の一部及び日立浜町の一部（別紙図面のとおりに。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに宮古市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

計 画 書

宮古都市計画臨港地区の変更（岩手県決定）

都市計画宮古港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
宮古港臨港地区	約 6 8 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

港湾機能の確保及び管理・運営の適正化を図るため、本案のとおり変更しようとするものである。

変 更 理 由 書

都市計画宮古港臨港地区については、昭和39年に都市計画決定している。

その後、宮古港は県の流通拠点港湾として鋭意整備が進められてきており、昭和55年には、日立浜地区、鍬ヶ崎地区、藤原地区、神林地区の公有水面の埋立てに伴い、埋立地の適正な利用のため臨港地区を変更し、現在の区域となっている。

しかしながら、宮古港は東日本大震災津波により、甚大な被害を受け、特に鍬ヶ崎地区については、周辺市街地を含めて、壊滅的な被害状況となっている。

今回、鍬ヶ崎地区については、土地区画整理事業による市街地復興が行われることから、土地区画整理事業区域内の土地利用計画と整合を図るとともに、変更作業を進めている宮古港港湾計画と整合を図り、港湾機能の確保及び管理・運営の適正化を図るため、本案のとおり変更しようとするものである。